

# 処 分 基 準 ( 公 表 用 )

様式第 4 号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法 令 名	旅館業法	法令の番号	昭和 23 年法律第 138 号			
手 続 名	施設の構造設備の基準適合命令(1/3)	根 拠 条 項	第 7 条の 2			
処 分 基 準	<p>旅館等の営業施設の構造設備が、以下の基準に適合しなくなったと認めるとき、知事は当該営業者に対し相当の期間を定めて、当該施設の構造設備をその基準に適合させるために必要な措置を取るべきことを命ずることができる。</p> <p>第 1 旅館・ホテル営業(施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所及び下宿営業以外のもの)の施設は、次の構造設備の基準を満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 1 客室の床面積は、7㎡(寝台を置く客室にあっては、9㎡)以上であること。(例外については9を参照)</li> <li>2 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として以下の基準に適合するものを有すること。 (例外については9を参照)             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。</li> <li>(2) 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受け渡し及び宿泊者以外の出入りの状況を確認を可能とする設備を備えていること。</li> </ol> </li> <li>3 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有していること。</li> <li>4 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来たさないと認める場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有していること。</li> <li>5 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有していること。</li> <li>6 適当な数の便所を有していること。</li> <li>7 当該施設の設置場所が、第 1 の 2 の各号に掲げる施設(以下「学校等」という。)の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね 100m の区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客に接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊戯をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。</li> <li>8 その他都道府県が条例で定める基準に適合していること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 客室及び寝具の基準                 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 客室は、他の客室を通らないで出入りできること。</li> <li>イ 定員に応じ適当な数の寝具類を備えること。</li> </ol> </li> <li>(2) 浴室及び脱衣室の基準                 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 共同用の浴室には、適当な広さの脱衣室を付設すること。</li> <li>イ 浴室及び脱衣室は、外部から見通すことができない設備を有すること。</li> </ol> </li> <li>(3) 便所の基準                 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 便所を付設しない客室を有する階には、男女別に共同用の便所を設けること。</li> <li>イ 共同用の便所は、宿泊者等の利用しやすい位置に設け、定員に応じた設備を有すること。</li> <li>ウ 共同用の便所は、調理場及び配せん室から適当な距離を有すること。</li> <li>エ 手洗い設備を有すること。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>					
対 応 区 分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処 理 機 関	保健福祉事務所	交 付 機 関	保健福祉事務所	目 次 NO

# 処 分 基 準 ( 公 表 用 )

様式第 4 号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法 令 名	旅館業法	法令の番号	昭和 23 年法律第 138 号					
手 続 名	施設の構造設備の基準適合命令(2/3)	根 拠 条 項	第 7 条の 2					
処 分 基 準	<p>(4) その他の基準</p> <p>ア 定員に応じ適当な広さのフロント、玄関帳場その他これらに類する設備を有すること。</p> <p>イ 洗面所には、給水設備を設けること。</p> <p>ウ 共同用の洗面所を設ける場合は、定員に応じた数の給水栓を適当な間隔で設けること。</p> <p>9 ただし、以下に掲げる施設については、1 及び 2 の基準は適用しない。</p> <p>(1) キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設</p> <p>(2) 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの</p> <p>(3) 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設</p> <p>第 2 簡易宿所営業(宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受け、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの)の場合は、次の構造設備の基準を満たしていること。</p> <p>1 客室の延床面積は、33 ㎡以上(宿泊者の数を十人未満とする場合には、3.3 ㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積以上)であること。</p> <p>ただし、農山漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第 2 条第 5 項に規定する農山漁業体験民宿業を営む施設については、この基準は適用しない。</p> <p>2 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔はおおむね 1m 以上であること。</p> <p>3 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有していること。</p> <p>4 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来たさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有していること。</p> <p>5 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有していること。</p> <p>6 適当な数の便所を有していること。</p> <p>7 その他都道府県が条例で定める基準に適合していること。</p> <p>(1) 寝具の基準</p> <p>定員に応じ適当な数の寝具類を備えること。</p> <p>(2) 浴室及び脱衣室の基準</p> <p>ア 浴室には、適当な広さの脱衣室を付設すること。</p> <p>イ 浴室及び脱衣室は、外部から見通すことができない設備を有すること。</p> <p>(3) 便所の基準</p> <p>ア 宿泊者等の利用しやすい位置に設け、定員に応じた設備を有すること。</p> <p>イ 調理場及び配膳室から適当な距離を有すること。</p> <p>ウ 手洗い設備を有すること。</p> <p>(4) その他の基準</p> <p>洗面所には、給水設備を設けること。</p>							
対 応 区 分	1	聴聞の実施 弁明の機会の付与	処 理 機 関	保健福祉事務所	交 付 機 関	保健福祉事務所	目次 NO	

# 処 分 基 準 ( 公 表 用 )

様式第4号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法 令 名	旅館業法	法令の番号	昭和23年法律第138号
手 続 名	施設の構造設備の基準適合命令(3/3)	根 拠 条 項	第7条の2
処 分 基 準	<p>第3 下宿営業(施設を設け、一月以上を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業)の場合は、次の構造設備の基準を満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有していること。</li> <li>2 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来たさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有していること。</li> <li>3 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有していること。</li> <li>4 適当な数の便所を有していること。</li> <li>5 その他都道府県が条例で定める基準に適合していること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 浴室及び脱衣室の基準                 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 浴室には、適当な広さの脱衣室を付設すること。</li> <li>イ 浴室及び脱衣室は、外部から見通すことができない設備を有すること。</li> </ol> </li> <li>(2) 便所の基準                 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 宿泊者等の利用しやすい位置に設け、定員に応じた設備を有すること。</li> <li>イ 調理場及び配ぜん室から適当な距離を有すること。</li> <li>ウ 手洗い設備を有すること。</li> </ol> </li> <li>(3) その他の基準                 <ol style="list-style-type: none"> <li>洗面所には、給水設備を設けること。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> <p>第4 許可には公衆衛生上又は善良な風俗の保持上必要な条件を附すことがある。</p> <p>なお、「必要な措置処分の期間」については、個々の事例について具体的に判断する必要があり、処分基準を一律に定めることは困難である。</p>		
対 応 区 分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処 理 機 関	保 健 福 祉 事 務 所
		交 付 機 関	保 健 福 祉 事 務 所
			目 次 NO